

●香川県告示第192号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年6月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所（施設）の名称及び所在地	事業者（開設者）の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類
令和2年6月1日	小規模多機能型居宅介護事業所 駅前やすらぎ処 東かがわ市松原656番地1	社会福祉法人瑞祥会 東かがわ市湊1183番地5	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護